

広島経済大学出版会規程

平成 25 年 5 月 20 日
制 定

(設置)

第 1 条 広島経済大学（以下「本学」という。）に、広島経済大学出版会（以下「出版会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 出版会は、学術関連図書等の編集・刊行・頒布（電子媒体によるものを含む。）を通じて、本学の研究・教育成果を広く社会に公開することにより、本学の研究・教育の活性化を図るとともに、学術・文化の振興及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(英文名称)

第 3 条 出版会の英文名称は、Hiroshima University of Economics Press とする。

(事業)

第 4 条 出版会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学術関連図書等に関する書籍の編集・刊行・頒布（電子媒体によるものを含む。）
- (2) その他出版会の目的を達成するために必要な事業

(会長)

第 5 条 出版会に会長を置き、学長をもって充てる。

(出版委員会)

第 6 条 出版会に出版委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、学長が委嘱する。
- 3 委員会は、出版会の事業計画及び運営に関する事項を審議する。

(事務)

第 7 条 出版会の事務は、地域経済研究所が処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、出版会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 6 日に改正し、令和 3 年 8 月 1 日に遡って施行する。